

豊中市立寺内小学校 PTA 会則

第1章 名称

第1条 この会は、豊中市立寺内小学校 PTA と称し、事務所を寺内小学校に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、児童の父母またはこれに代わる者（以下保護者という）と教職員が協力して、家庭、学校および社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、教職員になるように努める。
2. 児童の教育的環境をよくすると共に、その福祉を増進することに努める。
3. 教育に対する会員の理解を深める活動を盛んにし、その教育の振興に努める。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. この会は、自主独立のものであって政治・宗教および営利に関係せず、また他のいかなる団体の支配・干渉も受けない。
2. 児童の福祉増進の為活動する他の団体及び機関と協力する。
3. この会は、学校の管理や教職員の人事については干渉しない。
4. この会における全ての委員会は公開を原則とする。

第4章 会員

第5条 この会の会員は平等の権利と義務を有するものであり、会員は次の通りである。

1. 会員 ア. この学校に在籍する児童の保護者
イ. この学校に勤務する教職員
2. 一家庭につき一会員とする。

第5章 役員

第6条 役員は、会員の中から選出される。

第7条 この会は次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長2名
3. 書記2名
4. 会計2名

第8条 役員は、総会に於いて承認される。その選出方法は細則で定める。

第9条 役員は、4月1日から就任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げないが一期を限度とする。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し、総会、運営委員会、全体委員会を招集する。また、必要に応じて役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えのある時はその代理をする。
3. 書記は、総会、運営委員会、全体委員会の議事及びこの会の活動に関する事項を記録するとともに庶務事項を担当する。
4. 会計は、予算に基づいて会計事務を行う。会計簿はいつでも全会員の閲覧に備えるとともに、総会において決算報告を行う。
5. 役員は、役員会を構成し、本会運営に必要な事項を審議する。

第11条 役員を選出するため、選出委員会を置く。選出委員会の構成・運営などについては細則で定める。

第6章 会計監査委員

第12条 この会の経理を監査する為、会計監査委員を2名おく。

第13条 会計監査委員は、会計年度末及び9月末の他、必要に応じて監査を行い、その結果を総会に報告する。

第14条 会計監査委員は、4月1日から就任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げないが一期を限度とする。

第15条 会計監査委員の選出については、役員に関する規定を準用する。

第7章 総会

第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高機関であり、次の事項は総会の決議を必要とする。

1. 年間活動計画及び経過報告
2. 予算・決算の審議と承認
3. 役員等の承認
4. 会則の改正
5. その他、重要事項

第17条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集し、その議長は出席者の中から選出する。

第18条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席しなければ、その議事を審議し議決することができない。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

第19条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意によって行う。

第20条 定期総会は年2回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の者が附議事項を請求した時に開催する。

第8章 運営委員会

第21条 運営委員会は、役員・校長・教頭・各委員会の委員長、副委員長をもって構成され、各委員会において立案された計画を討議・承認し、各委員会の連絡調整を図り、かつ、総会に提出する議案について協議する。その他緊急事項を処理する。

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の者の請求があった時に開催するものとし、会長が招集し、その議長となる。

第23条 運営委員会は、委員の現在数の3分の2以上出席しなければ、その議事を審議することができない。

第24条 運営委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意によって行う。

第9章 委員会

第25条 この会に次の委員会を設ける。

1. 学級委員会
2. 文教委員会
3. 広報委員会
4. 体育委員会
5. 生活指導委員会
6. 選出委員会
7. 特別委員会

必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の設置は運営委員会が行う。委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となり、その議決は出席の過半数の同意によって行う。

第26条 前条に定めた各委員会の組織・運営等については細則で定める。

第27条 委員会の活動や委員間の連絡、調整及びその他の緊急事項等を協議するため、会長は必要に応じて全体委員会を招集することができる。

第28条 校長はあらゆる委員会に出席して意見を述べることができる。

第10章 会計

第29条 この会の経費は、会費・事業収入及びその他によって支弁する。

第30条 会費は、一会員につき、月400円とする。また、納入月数12ヶ月とする。
ただし、教職員は一会員につき、月250円とする。

第31条 この会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第32条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。
毎年第2回定期総会の前(原則1月末)に仮決算を行い、会計監査の監査を経て第2回定期総会の承認を得ることとする。なお、仮決算後の収支を含めた本決算は翌年度第1回定期総会に報告するものとする。

第11章 顧問

第33条 会長を補佐するため必要に応じ顧問を置くことができる。

顧問は会長の指名及び本人の了承により決定され、会長の指示により解任される。

顧問を指名する際は会員または卒業生保護者のうち役員経験者から指名する。

顧問は会長の指示により役員会・運営委員会に参加し発言できるが議決権はない。

第12章 細則

第34条 この会の運営等に関する必要事項は、細則としてこの会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した時は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 改正

第35条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会開催の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

細 則

第1章 役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長、会計監査委員及び補欠選出

第1条 役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長、会計監査委員及び補欠の選出方法につき、次のように定める。

1. 選出委員会

代議員会で委員長を決定する。委員は次の構成で設置し、役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長、会計監査委員及び補欠選出に関する一切の業務を行う。

- 委員長、副委員長・・・各2名
- 教職員より・・・・・・・・・・2名

2. 代議員・抽選会

役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長、会計監査委員及び補欠に選出される可能性を持つと同時に、選出する資格を持つ者。1月下旬までに選出される。候補者決定をもって代議員は解散する。

- 原則として全会員を代議員とする。

- ※1. 役員（会長・副会長・書記・会計）を1年以上経験した家庭の会員は代議員を辞退することができる。
- ※2. 各委員会の委員長、副委員長または表1に定める委員等を通算2年以上経験した家庭の会員は代議員を辞退することができる。
- ※3. 上記辞退条件(1または2)を満した家庭を〔特別家庭〕扱いとし、代議員・各委員（学級・文教・広報・体育・選出）の役職を辞退することができる。
- ※4. 当該年度の各委員会の委員長、副委員長はその年度と次年度の2年間代議員を辞退することができる。
- ※5. 当該年度の会計監査委員は各委員（学級・文教・広報・体育・選出）の役職を辞退することができる。

表1. 代議員の辞退対象となる委員等

団体名	委員等の役職名	備考	参照
青少年健全育成会	会長、副会長、書記、会計、地区委員長、地区副委員長	推進委員は対象外	規約第6条
人権教育推進委員協議会	会長、副会長、書記、会計、監事、地区代表委員		規程第7条
寺内校区福祉委員会	会長、副会長、理事、書記、会計、監査	評議員は対象外	規約第5条
十六中校区地域教育協議会	課長、副会長、会計、部長、会計監査、事務責任者		会則第8条
寺内公民分館	分館長、副分館長、分館主事、分館主事補、会計監査、部長、副部長、幹事	運営委員は対象外	規約第15条
寺内子ども教室	代表、副代表、会計、会計監査		様式4
寺内らん寿会	会長、副会長、会計、会計監査、幹事、部長、副部長		会則第5条
防犯寺内支部	支部長		
寺内自治会	会長、副会長、会計、書記、相談役、部長	組長、班長は対象外	会則第7条、第14条
東寺内町会	会長、副会長、総務、会計、書記、監事	組長、班長は対象外	会則第12条

※本表の委員等にかかる過去の実績有効期間は6年間とする。

3. 選出方法

選出委員会は10月下旬までに、役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長の立候補を受け付ける。ただし、同一役職に募集定数を超える立候補があった場合は、選出委員会立ち会いのもと当事者で協議し決定することを原則とする。選に漏れた立候補者は、他の役職を選択または立候補を辞退することができるが、代議員投票により選出された場合は、代議員の資格を有する。また、代議員会解散までは代議員としての資格は有する。

2月上旬までに第1回代議員会を招集する。立候補があった役職については代議員会で承認する。立候補によって承認された役職を除く役職について代議員の互選により選出する。書記1名、会計1名は、教職員から選出する。選出方法の詳細は選出委員会の指示に従う。
※6年生の会員は立候補のみ受け付ける。(次年度入学が予定される場合)

4. 通知方法

選出委員会は役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長、会計監査委員及び補欠を選出(立候補を含む)し、その氏名を総会の1週間前までに全会員に通知する。

第2条 役員、各委員会の委員長、副委員長、会計監査委員に欠員を生じた時には、代議員会で選出された補欠候補をその後任者とする。後任者は次期総会で報告されるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第2章 委員会

第3条 各委員会の構成と任務は次の通りとする。

1. 学級委員会

各学級から選出された委員と教職員代表(数名)をもって構成する。

各学級における活動について会員相互の理解と協力を深めるとともに、保護者と教職員間の連絡及び学年・学級集会を計画、運営する。なお、学級委員会は各委員と相互に協力して活動を行う。

2. 文教委員会

各学級から選出された委員と教職員代表(数名)をもって構成し、教育に関する理解と、文化、教養を高めるよう努力する。

3. 広報委員会

各学級から選出された委員と教職員代表(数名)をもって構成する。

この会の機関紙の発行及びその他の広報活動を行う。

4. 体育委員会

各学級から選出された委員と教職員代表(数名)をもって構成し、児童及び会員の保健体育に関する行事を計画し活動する。

5. 生活指導委員会

各地区から選出された委員と教職員代表(数名)をもって構成し、会員相互の親和と協力を図るとともに、児童の校外における指導と、それに必要な地区集会等の活動を行う。

6. 選出委員会

各学級から選出された委員と教職員代表(数名)をもって構成し、

役員、各委員会委員長、生活指導委員会副委員長、会計監査委員及び補欠選出に関する一切の業務を行う。

7. 特別委員会

特別な事業の実施主体として、運営委員会が設置する。委員長は会長が選任し、運営委員会で承認を受けるものとする。その構成員については委員長及び教職員代表によって決定される。事業報告については運営委員会の承認を得るものとし、当該事業の終了により解散する。

8. 校庭開放委員会

体育施設開放運営委員会規則に基づく校庭開放事業の実施主体として、特別委員会を設置し、これを校庭開放委員会と称する。委員長は会長があたり、管理指導員として運営委員会より若干名を選出する。委員会は委員長、管理指導員、教職員代表、会員若干名で構成し、事業の計画・事業収支を審議・決定する。

事業活動においては会員の協力を要請でき、事業報告は運営委員会の承認を得る。

第4条 各委員会副委員長の選出については、当該委員会委員長が行う。翌年度運営委員による第1回運営委員会で承認を受けた後、次期総会において報告する。第1回運営委員会までに選出されなかった場合、代議員会で選出された補欠候補を充当し、運営委員会及び次期総会において報告する。

第5条 各委員会の委員長・副委員長ならびに委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第6条 各委員会の委員に欠員を生じた時には、必要に応じて、現委員が後任者を補充することを原則とするが、状況によっては当該委員会の委員長が調整し、後任者を選出することがある。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 改正

第7条 この細則は、運営委員会において、その構成員の3分の2以上の同意がなければ制定、改廃することができない。

<付則>この会則及び細則は、昭和51年4月30日から施行する。

一部改正	昭和59年12月6日	一部改正	平成20年2月23日
一部改正	昭和60年3月9日	一部改正	平成20年7月16日
一部改正	昭和61年3月8日	一部改正	平成21年2月21日
一部改正	昭和61年11月20日	一部改正	平成21年9月16日
一部改正	平成8年3月2日	一部改正	平成23年9月22日
一部改正	平成9年11月15日	一部改正	平成24年10月19日
一部改正	平成11年1月18日	一部改正	平成25年3月13日
一部改正	平成11年11月17日	一部改正	平成27年3月13日
一部改正	平成12年10月23日	一部改正	平成30年2月8日
一部改正	平成12年11月20日	一部改正	令和5年2月8日
		一部改正	令和5年5月9日
一部改正	平成14年2月21日	一部改正	令和6年2月26日
一部改正	平成14年5月28日		
一部改正	平成14年10月10日		
一部改正	平成16年9月15日		
一部改正	平成16年11月17日		
一部改正	平成17年2月26日		
一部改正	平成17年10月20日		
一部改正	平成17年11月17日		
一部改正	平成18年2月25日		
一部改正	平成19年9月13日		

慶弔及び見舞いの内規

傷病見舞い

1. 会員及び児童の事故による重傷／長期療養(1ヵ月以上)の時は見舞金5,000円を贈る。

弔意

1. 会員、児童及び家族の死亡に際しては、次の規定により弔意を表す。

対象	香典・献花・弔電	葬儀配列者
会員	5000円と献花(一基)	役員
児童	5000円と献花(一基)	学級委員
会員配偶者	献花(一基)と弔電	役員協議

<付則>

1. 上記以外の場合については、役員協議により決める。
2. 上記の慶弔については、返礼をしない。
3. 本規定は、PTA会則の内規とする。
4. 本規定は、運営委員会において3分の2以上の賛成により改正することができる。
5. 本規定は、昭和52年3月1日より実施する。

一部改正 昭和60年6月15日

一部改正 平成12年3月 4日

一部改正 平成24年3月24日

一部改正 平成24年3月24日

一部改正 平成24年6月 6日